

D 「蒲郡衛生二二」

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の住居手当に関する規則の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の住居手当に関する規則（昭和五十一年蒲郡市幸田町衛生組合規則第二号）は、廃止する。

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の住居手当に関する規則

(平成十九年三月三十日)
規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例（平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号）の規定に基づき、住居手当に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 住居手当に関する必要な事項は、蒲郡市職員の住居手当に関する規則（昭和五十年蒲郡市規則第二号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。

(読み替規定)

第三条 蒲郡市規則中「市長」、「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。